

光城学区防犯カメラ連絡協議会規約

(名称・所在地)

- 第1条 (1) この会は光城学区防犯カメラ連絡協議会として所在地を会長宅に置く。
住所；名古屋市北区中丸町 1-1 中丸団地 1-1113
会長氏名；後藤 忠清

(目的)

- 第2条 (1) 学区内各所に防犯カメラを設置する事で、住民の安全・安心を見守ることを主目的とする

(構成員)

- 第3条 (1) この団体の構成員は光城学区内に居住する住人で構成される。
(2) 転入・転出等に伴う加入・脱退については随時可能とする。

(役員)

- 第4条 (1) 光城学区連絡協議会として互選し役員を選任する。但し再任は妨げない。
(2) 理事は光城学区 15 の災害対策委員が会の理事を務める。

(財務)

- 第5条 (1) 活動に必要な資金は、構成員（1戸当り）から年会費として 100 円徴収する。
(2) 資金については会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。

(会議)

- 第6条 (1) 総会は毎年 4 月に開催する。
(2) 定例会は原則会長の指示で行う。不定期。
(3) 自治会・町内会を招集して行う。

(役員)

- 第7条 (1) この会の執行部として会長 1 名 副会長 1 名 会計 1 名 監査 1 名を置く。

(役員の仕事)

- 第8条 (1) 会長はこの会の代表として会務を統括する。
(2) 理事は日常会務を掌握して会長 副会長を補佐する。

(会計年度)

- 第9条 (1) 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日に終わる。

(改正)

第10条 (1) この規約は構成員の代表である光城学区連絡協議会（町内会長・自治会長で構成される）の過半数の同意を持って改正する事が出来る。

(顧問)

第11条 (1) 光城学区連絡協議会。

(設立年月日)

第12条 (1) 本会の設立年月日は平成30年4月1日とする。

(規約施行日)

第13条 (1) この規約は平成30年4月1日より施行する。

(附則)

(1) 令和4年3月度連絡協議会で会長職の変更があり、本規約変更の見直しを行い令和4年4月1日より施行する。

規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

住所；名古屋市北区中丸町 1-1 中丸団地 1-1113

代表者 後藤 忠清

印